

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

令和6年6月の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

1. 現行の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までを取得していること
2. 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じて『見える化』を行っていること

上記の3つの要件を満たしている必要があります。

『見える化』要件とは、令和2年度からの算定要件で、介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下のとおり公表いたします。

入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士等を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即

した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化

やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施